

## 第2回 消防用設備等点検報告制度に関する検討部会 議事要旨

1 日時：平成28年3月25日（金）10：00～12：00

2 場所：主婦会館 3階 コスモス

3 出席者

【部会員】小林部会長、齊藤部会員、佐々木部会員、中川部会員、岡田部会員、木原部会員、鈴木部会員、秋田部会員、伊藤部会員（代理出席 城所様）、井上部会員、竹本部会員

【事務局】伊藤設備専門官、池町設備係長、近藤主査、田中技官、吉田事務官、西村事務官、千葉事務官

4 配付資料

資料2-1：第1回検討部会で確認が必要とされた事項について

資料2-2：点検報告率の高い消防本部及び関係団体への聴取について

資料2-3：消防用設備の点検報告実施状況におけるアンケート調査 調査結果報告書

資料2-4：消防用設備等の点検及び報告に係る留意事項（案）について

資料2-5：今後の検討方針（案）について

参考資料2-1：部会員名簿

参考資料2-2：第1回 議事要旨

参考資料2-3：住宅用火災警報器設置対策基本方針

参考資料2-4：先進事例紹介（消防の動き2016年2月号 抜粋）

参考資料2-5：消防用設備等の点検及び報告の実施に係る留意事項について（通知）（案）

参考資料2-6：ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の点検基準等改正について

参考資料2-7：消防用設備等の点検報告率（平成27年3月31日現在）について

5 議事

(1) 第1回検討部会で確認が必要とされた事項について

(2) 点検報告率の高い消防本部及び関係団体への聴取について

(3) 消防用設備等の点検及び報告に係る留意事項(案)等について

(4) 今後の検討方針(案)について

(5) その他

## 6 主な意見交換 (●事務局 ○部会員)

### ■■第1回検討部会で確認が必要とされた事項について■■

資料2-1「第1回検討部会で確認が必要とされた事項について」を事務局より説明。

### ■■点検報告率の高い消防本部及び関係団体への聴取について■■

資料2-2「点検報告率の高い消防本部及び関係団体への聴取について」を事務局より説明。

資料2-3「消防用設備の点検報告実施状況におけるアンケート調査 調査結果報告書」を中川部会員より説明。

- 札幌市の取り組みについては、設備業界を通じて知っていたが、大変先進的な効果のある取り組みであり、これが札幌市だけでとどまるのではもったいない。宅地建物取引業法の中で、点検報告の状況を説明事項に加えてもらうよう働きかけるべきではないか。
- 今の提案は事務局としても検討しており、先日、宅建業法を所管している国交省の担当部局を訪問し、宅建業法上の重要事項説明の制度について話を聞いてきた。宅建業法では、借り主、買い主が契約によって不利益を被らないように、仲介業者が知り得ている情報を契約段階で説明すべき重要事項として定めている。消防設備の点検義務は、賃貸契約の場合一般的には借り主ではなく、貸し主に課されるので、一概に借り主の不利益とは言えないことから重要事項説明に入れるのは難しいということであった。
- 不動産の小口取引をするリートの評価に点検報告を入れるべきという考えがあるが、点検報告の有無は建物の評価の一つとして、法律だけではなく、民間の評価にも絡んでいくことが望ましい。一方で、情報をどこまで出せるかという情報公開の話があるが、消防本部にはそういった情報開示請求はあるか。
- 消防本部に対する最新の報告の内容についての開示請求は頻繁に行われており、実際に開示も行っている。
- そうすると、どの防火対象物がどの程度消防用設備等に係る点検報告を実施しているかは、既に開示しているということか。
- そのような内容ではなく、個別の建物についての最新の点検結果についての請求が多い。

- 点検報告率の高い消防本部は8割近い数値になっているので、そういった消防本部がどういった取り組みをしているかということは重要である。制度を変えなくても、努力すればその程度までは点検報告率を高められるということである。
- 今回のヒアリング等を踏まえて、点検報告率の向上に向けて他の本部でも取り組むことが望ましい事項、法令改正を伴わなくても有効であると考えられる事項については、適宜周知をしていきたい。
- 当消防本部では、今年度から、事例1に記載されている電話連絡や文書の送付などによる点検報告を促す取り組みを始めているので、今後この成果を、検討部会の中でご報告していきたいと考えており、また今日説明があったその他の事例も参考にして取り組んでいきたい。さらに、全国消防長会の予防委員会などの場でこれらの取り組みを報告していくことも、全国の消防本部に周知するよい機会であるため、そういった機会も活用し各消防本部が取り組みを進めていけるよう情報共有していきたいと考えている。

■■消防用設備等の点検及び報告に係る留意事項(案)等について■■

資料2-4「消防用設備等の点検及び報告に係る留意事項(案)について」を事務局より説明。

- きちんと点検されていなければ、火災時に特に人命に直結する消防用設備等の一つとして、避難器具はこれに該当すると考えられる。救助袋と自家発電設備以外の設備について留意事項はないのか。
- 避難器具に関しては、日本消防設備安全センターで、また自家発電設備については、日本内燃力発電設備協会での検討や調査が行われてきた内容を踏まえたものである。他の団体においても同様の取り組みが行われているので、今回の様な特に注意が必要な事項というのは、結果が得られたものから順次、この検討部会で意見をいただいた上で周知したいと考えている。

■■今後の検討方針(案)について■■

資料2-5「今後の検討方針(案)について」を事務局より説明。

- 方針3について、点検を行う際に留意が必要な点として、目視で済む簡単と思われる点検項目であっても、内容によっては重大な不具合を起こす可能性があるということを挙げておきたい。特に点検資格者でない者が点検を行うには十分な注意が必要である。また、点検資格者でなくても点検可能な防火対象物は、防火管理者等の内部の方が点検を行う可能性があるが、第三者が行う場合と、内部の者が行う場合とでは効果に差があるため配慮が必要である。
- 点検の際に資格が必要となる1,000平米という基準は約40年前に定められたものであるが、この40年間で多くの法令改正が行われ、自動火災報知設備やスプリンクラーといった、点検に高度な知識を必要とするものが1,000平米未満の防火対象物にも設置が義務付けられていることを踏まえると、有資格者の範囲について今までのように面積のみで区切るとするのは合理的ではないかもしれない。この問題点を改善するためには、どのような資料が必要か当検討部会の協力を得ながら今後検討していきたい。一方で、点検の実施に伴う建物関係者の負担も考慮する必要があり、設備の技術の進歩により容易に点検できる機能等を考慮し、難しい点検内容については専門家が、容易な点検内容はできるだけ関係者などでもできるようにしていくという、両方の面から検討を進めるべきだと考えている。

以上